

団体長期障害所得補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この保険契約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
危険	身体障害(*1)の発生の可能性をいいます。 (*1) 傷害または疾病をいいます。以下同様とします。
継続契約	団体長期障害所得補償保険契約(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (*1) 普通約款(*3)または団体長期障害所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。以下同様とします。 (*2) その団体長期障害所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。 (*3) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下同様とします。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書記載の金額をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書記載の所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている協定書記載の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
所得喪失率	次の算式によって算出された率をいいます。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 免責期間終了日の翌日から起算 した各月における回復所得額 </div> <p style="text-align: center;">1 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 免責期間が開始する直前の、上記 期間に対応する各月における所得の額 </div> <p>ただし、所得の額について給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合は、当社は、所得喪失率の算出について公正な調整を行うものとします。</p>
身体障害を被った時	下記に掲げるいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師(*1)の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時 (*1) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいいます。
被保険者	協定書記載の被保険者をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月間の所得の平均月間額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責期間	就業障害が継続する協定書記載の期間をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書記載の率をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失についてこの約款および協定書に従い保険金を支払います。

第3条（契約の協定事項）

(1) 当社は、下表の事項については契約締結の際、保険契約者と当社と協議の上、協定書を定めます。

①	被保険者の範囲
②	就業障害の定義
③	保険金の支払方法
④	支払基礎所得額の算出方法
⑤	約定給付率
⑥	最高保険金支払月額
⑦	免責期間
⑧	てん補期間
⑨	始期前治療に関する取扱い
⑩	保険料に関する事項
⑪	無事故戻しの有無

- (2) (1)の規定によって定められた事項については、保険契約者と当会社とが合意した場合を除き、保険期間の中途において変更できないものとします。
- (3) 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、下表に掲げる身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)によって被った身体障害
⑥	核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
⑦	⑤もしくは⑥の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
⑨	被保険者が頸部症候群(*4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(*5)
⑩	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
⑪	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害
⑫	地震、噴火もしくはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害

(2) 当会社は、下表に掲げる就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*6)を被り、これを原因として生じた就業障害
②	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害
③	発熱等の他覚的症候のない感染(*7)による就業障害

(*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*2) 使用済燃料を含みます。

(*3) 原子核分裂生成物を含みます。

(*4) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(*5) その症状の原因がいかなるものであっても保険金を支払いません。

(*6) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

(*7) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。以下同様とします。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、保険金を支払います。

第6条（保険金の支払）

(1) 当会社は、てん補期間中の就業障害である期間に対して、支払基礎所得額をもとに協定書記載の方法により算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。

- (2) (1)にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として支払保険金の額を算出します。
- (3) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定して保険金を支払います。
- (4) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(3)と同様の方法で支払います。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業障害である期間が延長した場合も、(3)および(4)と同様の方法で支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業障害の期間が重複し、かつ、支払責任額(*1)の合計額が平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を就業障害である期間1か月あたりの保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の額をいいます。

第8条（就業障害の重複）

当会社は、原因または時を異にして被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

第9条（就業障害の再発の取扱い）

- (1) 免責期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については新たに免責期間および補期間の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害として取り扱います。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補期間の規定を適用します。
- (3) (1)および(2)の免責期間および補期間については、協定書に特別の規定がある場合には協定書の規定に従うこととします。

第10条（業務復帰援助のための協議）

- (1) 被保険者は、就業障害になった場合は、所得の喪失を防止または軽減するため業務復帰に努めなければなりません。
- (2) 当会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。
- (3) 当会社は、(2)の協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用を支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)にかかわらず、当社の保険責任は、保険契約が開始した後に被保険者の範囲に該当した者については、被保険者の範囲に該当した時から開始します。
- (4) 保険契約が開始した場合においても、当社は協定書に特別の規定のないかぎり、保険料領収前に開始した就業障害については、保険金を支払いません。

(*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約または保険契約のその被保険者部分を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、身体障害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除がてん補期間の開始した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに被った身体障害については適用しません。
- (6) 当社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。

(*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、証券記載業種(*1)が変更となった場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその事実を当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料(*2)が変更前保険料(*3)よりも高いときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業障害に対しては、変更前保険料(*3)の変更後保険料(*2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業種の変更の事実(*4)があった後に被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*4)があった後に始まった就業障害

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定は、証券記載業種の変更の事実(*4)に基づかずに被った身体障害については適用しません。

(5) (2)の規定にかかわらず、証券記載業種の変更の事実(*4)が生じ、この保険契約の引受範囲(*5)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (5)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、第 22 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業障害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から解除がなされた時まで始まった就業障害

(*1) 保険証券記載の業種をいいます。以下同様とします。

(*2) 変更後の証券記載業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

(*3) 変更前の証券記載業種に対して適用された保険料をいいます。

(*4) (1)の変更の事実をいいます。

(*5) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第 14 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第 15 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 16 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第 17 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 18 条（支払基礎所得額の調整）

(1) 保険契約締結の際、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が保険期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額について、減少後の直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 20 条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*2)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が就業障害(*3)の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業障害(*3)に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業障害(*3)
②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業障害(*3)

(*1) 暴力団、暴力団員(*4)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が被った身体障害による就業障害をいいます。

(*4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第21条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1)を解除することを求めることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条 (保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第12条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 証券記載業種の変更の事実(*1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前保険料(*2)と変更後保険料(*3)との差に基づき、証券記載業種の変更の事実(*1)

が生じた時以降の期間(*4)に対し計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、下表のいずれかに該当する就業障害については、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業障害
②	告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に開始した就業障害

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業障害については、変更前保険料(*2)の変更後保険料(*3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業種の変更の事実(*1)が生じた時以降に被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*1)が生じた時以降に開始した就業障害

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に開始した就業障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款、特約および協定書に従い、保険金を支払います。

(*1) 第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

(*2) 変更前の証券記載業種に対して適用された保険料をいいます。

(*3) 変更後の証券記載業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

(*4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(*5) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、請求をいたしません。

第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

第25条（保険料の返還—取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還—支払基礎所得額の調整の場合）

(1) 第18条（支払基礎所得額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第18条(2)の規定により、保険契約者が支払基礎所得額の減額を請求した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料のうち減額する支払基礎所得額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第27条（保険料の返還—解除の場合）

下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し計算

した保険料を返還します。

①	第 12 条（告知義務）（2）
②	第 13 条（証券記載業種の変更に関する通知義務）（5）
③	第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）
④	第 20 条（重大事由による解除）（1）または（2）
⑤	第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
⑥	第 23 条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）（3）

第 28 条（就業障害が開始した場合の通知）

- (1) 就業障害が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業障害が開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) または (2) のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1)、(2) もしくは (3) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 29 条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業障害が終了した時
②	就業障害である期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時

- (2) てん補期間中の就業障害である期間が 1 か月以上継続する場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1) の規定にかかわらず、保険金請求権は、てん補期間中の就業障害である期間が 1 か月に達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	当社の定める就業障害状況報告書(*1)
③	公の機関(*2)の事故証明書
④	被保険者の印鑑証明書
⑤	身体障害の内容および就業障害を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑥	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑦	当社が被保険者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑧	所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類
⑨	当社が被保険者の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書
⑩	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑪	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

⑫	その他当社が第30条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
---	--

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*3)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*3)または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 原則として事業主の証明を必要とします。

(*2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(*3) 法律上の配偶者に限ります。

第30条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業障害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業障害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、就業障害の原因となった身体障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
---	---

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第29条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第28条(就業障害が開始した場合の通知)の規定による通知または第29条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害および就業障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第32条(時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)または(2)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条(代位)

(1) 就業障害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその就業障害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第34条(約款の適用)

この約款の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第 35 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 36 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

精神障害担保特約

(1) 当社は、この特約により、団体長期障害所得補償保険普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）(2)の表の①の規定にかかわらず、被保険者が精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害のうち、下表の精神障害を原因とするものについては保険金を支払います。ただし、この特約による保険金の支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

①	総務庁告示分類項目(*1)中の分類番号F04～F09に該当する精神障害
②	総務庁告示分類項目中の分類番号F20～F51に該当する精神障害
③	総務庁告示分類項目中の分類番号F53に該当する精神障害
④	総務庁告示分類項目中の分類番号F59～F63に該当する精神障害
⑤	総務庁告示分類項目中の分類番号F68～F69に該当する精神障害
⑥	総務庁告示分類項目中の分類番号F84～F89に該当する精神障害
⑦	総務庁告示分類項目中の分類番号F91～F92に該当する精神障害
⑧	総務庁告示分類項目中の分類番号F95に該当する精神障害

(2) (1)に規定する支払限度については、協定書に特別の規定がある場合には協定書の規定に従うこととします。

(*1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいいます。以下この特約において同様とします。

妊娠に伴う身体障害担保特約

当社は、この特約により、普通約款(*1)第4条（保険金を支払わない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害についても保険金を支払います。ただし、この特約により補償する危険について適用される免責期間は、普通約款で補償する危険についての免責期間または90日のいずれか長い期間とします。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

医療従事者等特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第4条（保険金を支払わない場合）(2)の表の③の規定にかかわらず、医療従事者等である被保険者が、業務上の事故によりH I V(*2)に感染したことによる就業障害についても保険金を支払います。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) ヒト免疫不全ウイルスをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

この特約においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）の他、下表に掲げる感染については、保険金を支払いません。

①	保険責任開始前に陽転化していた感染
②	ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染

天災危険担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第4条（保険金を支払わない場合）(1)の表の①および②の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しても、保険金を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金の支払時期）

当社は、普通約款第30条（保険金の支払時期）(2)の表の④の次に、⑤として次のとおり追加して適用します。

「

⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
---	--

」

債務返済支援特約

第1条（この特約の趣旨）

この特約は、信用供与機関に対し債務を負う被保険者または債務の連帯保証人である被保険者が普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の就業障害となった場合に、被保険者が信用供与機関に対して償還を義務づけられた金額を限度として、被保険者が被る損失について、この特約、普通約款および協定書に従い保険金を支払うための特約です。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において下表に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
①	平均月間返済予定額	被保険者がこの保険契約に加入した時に、あらかじめ信用供与機関と合意した債務の各回返済額(*1)をもとに計算した次の額をいいます。 7. 保険金支払開始初年度 免責期間終了日の翌日から起算して将来に向かって12か月間の返済予定額を12で除した額。ただし、協定書記載の債務の返済の終了により、残りの返済回数が12回に満たない場合には、残りの返済回数で除した額とします。 4. 保険金支払開始後2年度目以降 免責期間終了日の年応当日の翌日から起算して将来に向かって12か月間の返済予定額を12で除した額。ただし、協定書記載の債務の返済の終了により、残りの返済回数が12回に満たない場合には、残りの返済回数で除した額とします。
②	被保険者ごとの保険対象期間	普通約款およびこの特約に基づく契約に被保険者が最初に加入した日(*2)から、協定書記載の脱退事由に該当する日までの期間をいい、保険期間の終了時において保険対象期間中である被保険者は、特に申し出がないかぎり継続契約の被保険者となります。

(*1) 信用供与機関との金銭消費貸借契約において、返済期間の中途での返済額の変動があらかじめ規定されている場合には、変動後の額をいいます。なお、被保険者が債務の連帯保証人である場合は、被保険者の連帯保証により債務者があらかじめ信用供与機関と合意した債務の各回返済額をいい、信用供与機関との金銭消費貸借契約において、返済期間の中途での返済額の変動があらかじめ規定されている場合には、変動後の額をいいます。以下「返済予定額」といいます。

(*2) 中途加入の場合は、中途加入日とします。

第3条（団体および被保険者）

この特約を付帯する契約において「団体」とは、下表のいずれかに該当する債務者および連帯保証人の全部または一部の集団をいい、被保険者は、協定書記載の「被保険者の範囲」に該当することを必要とします。

①	信用供与機関(*1)に対し賦払償還債務を負う債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人
②	信用保証機関(*2)の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人
③	①または②のいずれか一方の機関が他の一方の機関を兼ねる場合には、①および②の債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人

(*1) 保険契約者が信用供与機関で構成する事業者団体である場合にはその構成員をいいます。

(*2) 保険契約者が信用保証機関で構成する事業者団体である場合にはその構成員をいいます。

第4条（保険金受取人）

この特約における保険金受取人は、被保険者とします。

第5条（契約の協定事項）

この特約を付帯する契約においては、契約締結の際、普通約款第3条（契約の協定事項）に規定する事項の他、下表の事項についても、保険契約者と当会社と協議の上、協定書を定めます。

①	被保険者の中途加入日
②	被保険者の脱退
③	保険契約者からの通知

第6条（保険金の支払）

- (1) この特約を付帯する契約における保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間に対して、支払基礎所得額をもとに協定書記載の方法により算出した額とします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、平均月間返済予定額または最高保険金支払月額のうちいずれか低い方を限度とします。
- (2) (1)にかかわらず、支払基礎所得額が平均月間所得額を超えた場合には、平均月間所得額を支払基礎所得額として支払保険金の額を算出します。
- (3) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定して保険金を支払います。
- (4) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(3)と同様の方法で支払います。
- (5) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、就業障害である期間が延長した場合も、(3)と同様の方法で支払います。
- (6) 第1条（この特約の趣旨）の規定にかかわらず、協定書に特別の規定がある場合は、被保険者の信用供与機関に対する償還が終了した場合であっても、償還が終了した日以前に開始した就業障害については、(1)から(5)までの規定にしたがい保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

この特約を付帯する契約において保険金の支払を請求する場合には、普通約款第29条（保険金の請求）(3)および(4)に規定する書類の他、当会社が必要と認めた期間の所得を証明する書類および債務返済額を証する書類を提出しなければなりません。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は適用しません。

①	第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
②	第23条（保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

第9条（普通約款とこの特約の関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

倒産等に伴う失業時所得補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、下表に掲げるいずれかの事由が発生し、その直接の結果として、被保険者が失業した場合は、被保険者が被る損失について、この特約、普通約款(*1)および協定書に従い保険金を支払います。

①	事業主(*2)に対する破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始または特別清算開始の申立が裁判所に受け付けられたこと、または、これらに準じる協定書記載の事由
②	事業主が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと

(2) (1)において保険金支払の対象となるのは、(1)の被保険者の失業の原因となった事由の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者が失業した場合に限ります。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険者の失業の原因となった事由が待機期間中に発生した場合には、当社は、保険金を支払いません。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 被保険者を雇用する事業主をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において下表に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
①	被保険者	協定書記載の被保険者をいいます。
②	失業	第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由により被保険者を雇用する事業主と被保険者との雇用関係が終了すること、および、その後、労働の意思および能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態をいいます。
③	待機期間	協定書記載の待機期間をいい、この期間中に発生した第1条(1)の表に掲げる事由による失業に対しては、当社は保険金を支払いません。
④	免責期間	協定書記載の期間をいい、この期間に対しては、当社は保険金を支払いません。
⑤	支払限度日数	協定書記載の日数をいい、当社の保険金の支払は、この日数をもって限度とします。
⑥	所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、失業していることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、失業中でも得られる収入は除きます。
⑦	平均月間所得額	失業した日の翌日が属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。
⑧	支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書記載の所得の額をいいます。
⑨	約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書記載の率をいいます。
⑩	最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書記載の金額をいいます。

第3条（契約の協定事項）

この特約を付帯する契約においては、契約締結の際、普通約款第3条（契約の協定事項）に規定する事項の他、下表の事項についても、保険契約者と当社と協議の上、協定書を定めます。

①	保険金の支払事由
②	待機期間
③	支払限度日数
④	同一事業主に雇用される被保険者の割合

第4条（保険金の支払）

- (1) 当社は、支払限度日数を限度として、失業期間に対して支払基礎所得額をもとに協定書記載の方法により算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、支払限度日数内の失業期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。
- (2) (1)の失業期間は、雇用保険法の基本手当が支給される期間とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として支払保険金の額を算出します。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、(1)の失業期間と普通約款の規定により保険金を支払うべき期間が重複する場合は、当社が支払限度日数内の失業期間1か月について支払う保険金は、総平均月間所得額から普通約款等により支払われる保険金を差し引いた額を限度とします。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、失業期間が延長した場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定して保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等(*1)がある場合において、保険金を支払うべき失業期間が重複し、かつ、支払責任額(*2)の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を失業期間1か月あたりの保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	平均月間所得額から、他の保険契約等(*1)から支払われた失業期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (*1) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した失業期間1か月あたりの保険金または共済金の額をいいます。

第6条（保険契約者の義務）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の被保険者において、同一の事業主に雇用される被保険者の割合が協定書記載の割合を超えないように努めなければなりません。
- (2) 当社は、この保険契約の被保険者において、同一の事業主に雇用される被保険者の割合が協定書記載の割合を超えたことを知った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者部分を解除することができます。
- (3) (2)の解除をした場合において、下表のいずれかに該当する失業については、当社は、保険金を支払いません。

①	同一の事業主に雇用される被保険者の割合が協定書記載の割合を超えた時から、解除した時までの期間中に発生した第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由による失業
②	同一の事業主に雇用される被保険者の割合が協定書記載の割合を超えた時から、解除した時までの期間中に開始した失業

- (4) (3)の場合において、当社が既に保険金を支払っていた場合は、普通約款第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の解除をした場合は、当社は、同一の事業主に雇用される被保険者の割合が協定書記載の割合を超えた時以降の未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条（失業した場合の通知等）

- (1) 被保険者が失業した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、失業した日からその日を含めて30日以内にその事実を当社に通知しなければなりません。この場合に

において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の表に掲げる事由により失業した場合は、遅滞なく、雇用保険の受給手続きをしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	失業の状態が終了した時
②	失業の状態が支払限度日数を超えて継続した場合は、支払限度日数に到達した時

- (2) 失業期間が1か月以上継続する場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、失業期間が1か月に達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	当社の定める失業状況報告書
③	公共職業安定所に提出する離職票の写し
④	雇用保険受給資格者証および失業認定申告書の写し
⑤	雇用保険法の基本手当の受取を証明する書類
⑥	被保険者の印鑑証明書
⑦	失業前の所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類
⑧	当社が被保険者の失業前の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書
⑨	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑩	その他当社が普通約款第30条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、失業の状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（普通約款の適用除外）

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は適用しません。

①	第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
②	第10条（業務復帰援助のための協議）
③	第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
④	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑤	第28条（就業障害が開始した場合の通知）
⑥	第29条（保険金の請求）
⑦	第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

第10条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の危険	身体障害(*1)の発生	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由の発生
②	第4条（保険金を支払わない場合）(1)	下表に掲げる身体障害による就業障害	下表に掲げる事由による失業
③	第4条(1)の表	によって被った身体障害	を原因として発生したこの特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由
④	第4条(2)本文	就業障害	事由による失業
⑤	第4条(2)の表	を被り、これを原因として生じた就業障害	を原因として発生したこの特約第1条(1)の表の事由
⑥	第4条(2)の表	による就業障害	を原因として発生したこの特約第1条(1)の表の事由
⑦	第5条（保険期間と支払責任の関係）	就業障害	失業
⑧	第11条（保険責任の始期および終期）(4)	就業障害	失業
⑨	第12条（告知義務）(3)の表の③	身体障害を被る前	失業前
⑩	第12条(5)	被った身体障害	発生した失業
⑪	第16条（保険契約の失効）	就業障害の原因となった身体障害	失業
⑫	第20条（重大事由による解除）(1)の表の①	身体障害	失業
⑬	第20条(3)本文	就業障害(*3)	失業
⑭	第20条(3)の表の①	被った身体障害による就業障害(*3)	発生したこの特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由による失業
⑮	第20条(3)の表の②	就業障害(*3)	失業
⑯	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(7)	就業障害	失業
⑰	第30条（保険金の支払時期）(1)の表の①	身体障害の原因、身体障害発生 発生の状況、就業障害発生	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の事由発生

		の有無	の原因ならびに状況、失業発生の有無、雇用保険の受給有無
⑮	第 30 条(1)の表の③	身体障害の程度、身体障害と就業障害との関係、治療の経過および内容	この特約第 1 条(1)の表の事由と失業との関係
⑯	第 30 条(1)の表の⑤	就業障害の原因となった身体障害	失業
⑳	第 30 条(*1)	第29条(保険金の請求)(3)および(4)	この特約第 8 条(保険金の請求)(3)
㉑	第 32 条(時効)	第 29 条(保険金の請求)(1)または(2)	この特約第 8 条(保険金の請求)(1)または(2)
㉒	第 33 条(代位)	就業障害	失業

第 11 条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通約款第 20 条(重大事由による解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に発生した第 1 条(保険金を支払う場合)(1)の表の事由による失業またはその期間中の失業により生じた損失に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通約款第 20 条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

(*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第 12 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款(*1)第4条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑤の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)によって被った身体障害。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）によって被った身体障害を除きます。
---	---

」

(2) 当社は、普通約款第4条(1)の表の⑤以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第4条(1)の表の⑤と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第4条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑤のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

債務一括返済支援特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の就業障害となり、この就業障害が協定書記載の免責期間終了日の翌日午前0時まで継続している場合は、この特約、普通約款および協定書に従い保険金(*2)を支払います。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 債務一括返済支援保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において下表に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
①	賦払償還債務残高相当額	被保険者が信用供与機関に対して負う賦払償還債務の未償還残高(*1)をいいます。
②	被保険者ごとの保険対象期間	普通約款およびこの特約に基づく契約に被保険者が最初に加入した日(*2)から、協定書記載の脱退事由に該当する日までの期間をいい、保険期間の終了時において保険対象期間中である被保険者は、特に申し出がないかぎり継続契約の被保険者となります。

(*1) 信用供与機関との金銭消費貸借契約に基づいて、金額の変動があった場合には、変動後の額をいいます。なお、被保険者が債務の連帯保証人である場合は、被保険者の連帯保証により債務者が信用供与機関に対して負う賦払償還債務の未償還残高をいい、信用供与機関との金銭消費貸借契約に基づいて、金額の変動があった場合には、変動後の額をいいます。

(*2) 中途加入の場合は、中途加入日とします。

第3条（団体および被保険者）

この特約を付帯する契約において「団体」とは、下表のいずれかに該当する債務者および連帯保証人の全部または一部の集団をいい、被保険者は、協定書記載の「被保険者の範囲」に該当することを必要とします。

①	信用供与機関(*1)に対し賦払償還債務を負う債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当社の定める要件を満たした連帯保証人
②	信用保証機関(*2)の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当社の定める要件を満たした連帯保証人
③	①または②のいずれか一方の機関が他の一方の機関を兼ねる場合には、①および②の債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当社の定める要件を満たした連帯保証人

(*1) 保険契約者が信用供与機関で構成する事業者団体である場合にはその構成員をいいます。

(*2) 保険契約者が信用保証機関で構成する事業者団体である場合にはその構成員をいいます。

第4条（保険金受取人）

この特約における保険金受取人は、被保険者とします。

第5条（契約の協定事項）

この特約を付帯する契約においては、契約締結の際、普通約款第3条（契約の協定事項）に規定する事項の他、下表の事項についても、保険契約者と当会社と協議の上、協定書を定めます。

①	債務一括返済支援保険金額の算出方法
②	被保険者の中途加入日
③	被保険者の脱退
④	保険契約者からの通知

第6条（保険金の支払）

- (1) この特約における保険金の額は、協定書記載の債務一括返済支援保険金額とします。ただし、賦払償還債務残高相当額を限度とします。
- (2) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定して保険金を支払います。
- (3) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(2)と同様の方法で支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、就業障害である期間が延長した場合も、(2)と同様の方法で支払います。

第7条（保険金の請求）

この特約を付帯する契約において保険金の支払を請求する場合には、普通約款第29条（保険金の請求）(3)および(4)に規定する書類の他、当会社が必要と認めた賦払償還債務残高相当額を証する書類を提出しなければなりません。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は適用しません。

①	第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
②	第23条（保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

第9条（普通約款とこの特約の関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

三大疾病一時金特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として下表のいずれかの状態に該当した場合は、下表に規定する一時金をこの特約、普通約款(*1)および協定書に従い保険金(*2)として支払います。

①	悪性新生物一時金	次のいずれかに該当した場合 ア. 初めてがんと診断確定された場合 イ. 原発がん(*3)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合
②	急性心筋梗塞入院一時金	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師(*4)により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
③	脳卒中入院一時金	脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 三大疾病一時金をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 当社が日本の医師と同等と認めた日本国外の医師を含みます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約においては、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

①	用語	定義
①	がん	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下記の「悪性新生物」(*1)をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。 ア. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物…基本分類コード C00-C14 イ. 消化器の悪性新生物…基本分類コード C15-C26 ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物…基本分類コード C30-C39 エ. 骨および関節軟骨の悪性新生物…基本分類コード C40-C41 オ. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物…基本分類コード C43-C44 カ. 中皮および軟部組織の悪性新生物…基本分類コード C45-C49 キ. 乳房の悪性新生物…基本分類コード C50 ク. 女性生殖器の悪性新生物…基本分類コード C51-C58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物…基本分類コード C60-C63 コ. 腎尿路の悪性新生物…基本分類コード C64-C68 サ. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物…基本分類コード C69-C72 シ. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物…基本分類コード C73-C75 ス. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物…基本分類コード C76-C80 セ. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物…基本分類コード

		C81-C96 ヲ、独立した（原発性）多部位の悪性新生物…基本分類コード C97
②	がんの診断確定	病理組織学的所見(*2)により、医師または歯科医師(*3)によってがんと診断されることをいいます。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、当会社は、その他の所見による診断確定も認めることがあります。
③	急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、虚血性心疾患（I20-I25）のうち「急性心筋梗塞…基本分類コード I21」および「再発性心筋梗塞…基本分類コード I22」に規定される内容によるものをいいます。 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
④	脳卒中	脳血管の異常(*4)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 脳血管疾患（I60-I69）のうち、 ・くも膜下出血…基本分類コード I60 ・脳内出血…基本分類コード I61 ・脳梗塞…基本分類コード I63
⑤	身体障害を被った時	次のいずれかに該当した時をいいます。 ア. 第1条（保険金を支払う場合）の表の①が適用される場合については、がんと診断確定された時 イ. 第1条の表の②が適用される場合については、急性心筋梗塞の原因となる疾病を発病(*5)した時 ウ. 第1条の表の③が適用される場合については、脳卒中の原因となる疾病を発病した時
⑥	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. ア.の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設
⑦	入院	自宅等(*6)での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 なお、この特約において、次のいずれかに該当する入院を「1回の入院」といいます。 ア. 入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院 イ. 入院を終了した後、その入院の原因となった身体障害(*7)によって再入院した場合は、再入院と前の入院とを合わせた入院をいいます。ただし、入院が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、前の入院とは異なった入院として取扱います。

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳	

(*2) 生検を含みます。以下この特約において同様とします。

(*3) 日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、当会社が認めた日本国外の医師または歯科医師の資格を持つ者を含みます。被保険者が医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。

(*4) 脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれます。

(*5) 医師の診断による発病をいいます。以下この特約において同様とします。

(*6) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。以下この特約において同様とします。

(*7) 入院の原因となった身体障害と医学上重要な関係がある身体障害を含みます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、被保険者が保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の表のいずれかの状態に該当した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（三大疾病一時金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の表の①の状態に該当した場合は、保険証券または協定書記載の三大疾病一時金額を保険金として被保険者に支払います。

(2) 当会社は、被保険者が第1条の表の②または③のいずれかの状態に該当した場合は、1回の入院について、保険証券または協定書記載の三大疾病一時金額を保険金として被保険者に支払います。

(3) 被保険者が保険金の支払対象とならない入院中に保険金の支払対象となる身体障害の治療を開始したと当会社が認めた場合は、その治療を開始した日に、その身体障害の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。

(4) 当会社が保険金を支払った場合は、その後被保険者が第1条の表のいずれかの状態に該当したときであっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に保険金支払事由が発生した場合であっても、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に同一の保険金支払事由に該当しており、その保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第5条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。

	<p>エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
④	他の保険契約等(*2)との重複によって、被保険者に係る三大疾病一時金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*3)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金支払事由(*4)の発生した後になされた場合であっても、普通約款第 22 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害により保険金支払事由(*4)が発生した場合
②	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に保険金支払事由(*4)が発生した場合

(*1) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) その被保険者に係る部分に限ります。

(*4) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した保険金支払事由をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第5条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者が、第5条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
④	第5条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) (3)の規定によりこの特約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

①	第5条（重大事由による解除）(1)または(2)
②	第6条（被保険者による特約の解除請求）(2)
③	第6条(3)

第8条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の表のいずれかの状態に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第9条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第10条（保険金受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第11条（普通約款の適用除外）

この特約については、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第1条（用語の定義）の表の身体障害を被った時
②	第5条（保険期間と支払責任の関係）
③	第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
④	第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
⑤	第18条（支払基礎所得額の調整）
⑥	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑦	第26条（保険料の返還—支払基礎所得額の調整の場合）
⑧	第27条（保険料の返還—解除の場合）の表の④および⑤
⑨	第28条（就業障害が開始した場合の通知）(2)
⑩	第30条（保険金の支払時期）(1)の表の⑤
⑪	第33条（代位）

第12条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表の通り読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3条（契約の協定事項）(1)の表の④	支払基礎所得額の算出方法	支払基礎所得額および三大疾病一時金額の算出方法
②	第4条（保険金を支払わない場合）	就業障害	保険金支払事由
③	第11条（保険責任の始期および終期）(4)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
④	第12条（告知義務）	てん補期間が開始した後	身体障害を被った後
⑤	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(7)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
⑥	第28条（就業障害が開始した場合の通知）(1)	就業障害が開始	保険金支払事由が発生

⑦	第 28 条 (1)	就業障害の状況および程度	保険金支払事由の内容
⑧	第 30 条 (保険金の支払時期) (1)の表の①	就業障害発生の有無	保険金支払事由の発生の有無
⑨	第 30 条 (1)の表の③	身体障害と就業障害との関係	身体障害と保険金支払事由との関係
⑩	第 31 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) (1)	就業障害	保険金支払事由
⑪	第 32 条 (時効)	第 29 条 (保険金の請求) (1) または (2)	この特約第 8 条 (保険金の請求)

第 13 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

特定生活習慣病のみ担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内または国外において別表に定める身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に限り、被保険者が被る損失について保険金を支払います。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表

対象となる身体障害は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物(*1)	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○男性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97
糖尿病	○糖尿病	E10-E14
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10-I15
急性心筋梗塞	○虚血性心疾患（I20-I25）中の ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	○脳血管疾患（I60-I69）中の ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63
肝硬変	○肝疾患（K70~K77）中の ・アルコール性肝疾患（K70）中の ・アルコール性肝線維症及び肝硬化症 ・アルコール性肝硬変 ・肝線維症及び肝硬変（K74）中の ・肝線維症 ・肝硬化症を伴う肝線維症 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変，詳細不明 ・その他及び詳細不明の肝硬変	K70.2 K70.3 K74.0 K74.2 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
慢性腎不全	○腎不全（N17-N19）中の ・慢性腎不全	N18

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

	新生物の性状を表す第5桁コード	
悪性新生物	コード番号	
	／3	悪性、原発部位
	／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
	／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内または国外において下表に定める身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に限り、被保険者が被る損失について保険金を支払います。

①	別表に定める身体障害
②	妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表

対象となる身体障害は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
新生物(*1)	○良性新生物（D10-D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D24 D25 D26 D27 D28
	○性状不詳または不明の新生物（D37-D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D39 D41 D48.6
腎尿路生殖器系の疾患	○尿路系のその他の疾患（N30-N39）中の ・尿路系のその他の障害 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 ○腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されないもの	N39 N60-N64 N70-N77 N80-N98 N99

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

	新生物の性状を表す第5桁コード	
良性新生物	/ 0	良性
性状不詳または不明の新生物	/ 1	良性又は悪性の別不詳 境界悪性 低悪性度 悪性度不明

重度入院一時金特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、身体障害(*1)を被り、その直接の結果として、下表のいずれかの状態に該当した場合は、下表に規定する一時金を普通約款(*2)および協定書に従い保険金(*3)として支払います。

①	悪性新生物一時金	次のいずれかに該当した場合 ア. 初めてがんと診断確定された場合 イ. 原発がん(*4)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合
②	急性心筋梗塞入院一時金	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師(*5)により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
③	脳卒中入院一時金	脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
④	脳挫傷入院一時金	急激かつ偶然な外来の事故(*6)を原因として脳挫傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合
⑤	脊髄損傷入院一時金	事故を原因として脊髄損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合
⑥	内臓損傷入院一時金	事故を原因として内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合

(*1) 傷害(*7)または疾病をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 重度入院一時金をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 当社が日本の医師と同等と認めた日本国外の医師を含みます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

(*6) 以下この特約において「事故」といいます。

(*7) 傷害の原因となった事故を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約においては、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	がん	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下記の「悪性新生物」および「上皮内新生物」(*1)をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。 ア. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物…基本分類コードC00-C14 イ. 消化器の悪性新生物…基本分類コードC15-C26 ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物…基本分類コードC30-C39 エ. 骨および関節軟骨の悪性新生物…基本分類コードC40-C41 オ. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物…基本分類コードC43-C44

		<p>カ. 中皮および軟部組織の悪性新生物…基本分類コードC45-C49</p> <p>キ. 乳房の悪性新生物…基本分類コードC50</p> <p>ク. 女性生殖器の悪性新生物…基本分類コードC51-C58</p> <p>ケ. 男性生殖器の悪性新生物…基本分類コードC60-C63</p> <p>コ. 腎尿路の悪性新生物…基本分類コードC64-C68</p> <p>サ. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物…基本分類コードC69-C72</p> <p>シ. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物…基本分類コードC73-C75</p> <p>ス. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物…基本分類コードC76-C80</p> <p>セ. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物…基本分類コードC81-C96</p> <p>ソ. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物…基本分類コードC97</p> <p>タ. 上皮内新生物…基本分類コードD00-D07、D09</p>
②	がんの診断確定	<p>病理組織学的所見(*2)により、医師または歯科医師(*3)によってがんと診断されることをいいます。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、当会社は、その他の所見による診断確定も認めることがあります。</p>
③	急性心筋梗塞	<p>冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、虚血性心疾患（I20-I25）のうち「急性心筋梗塞…基本分類コード I21」および「再発性心筋梗塞…基本分類コード I22」に規定される内容によるものをいいます。</p> <p>ア. 典型的な胸部痛の病歴</p> <p>イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化</p> <p>ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇</p>
④	身体障害を被った時	<p>次のいずれかに該当した時をいいます。</p> <p>ア. 第1条（保険金を支払う場合）の表の①が適用される場合については、がんと診断確定された時</p> <p>イ. 第1条の表の②が適用される場合については、急性心筋梗塞の原因となる疾病を発病(*4)した時</p> <p>ウ. 第1条の表の③が適用される場合については、脳卒中の原因となる疾病を発病した時</p> <p>エ. 第1条の表の④、⑤または⑥が適用される場合については、事故発生の時</p>
⑤	脊髄損傷	<p>脊椎（背骨）に加えられた衝撃によって脊椎（背骨）の脱臼または骨折が生じ、受傷直後の神経症状がFrankel分類のA、BまたはCに該当した傷害とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。</p> <p>ア. 頸部損傷（S10-S19）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頸部の骨折…基本分類コード S12のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1頸椎骨折 S12.0 ・ 第2頸椎骨折 S12.1 ・ その他の明示された頸椎骨折 S12.2

		<ul style="list-style-type: none"> ・頚椎の多発骨折 S12.7 ・頚部の骨折、部位不明 S12.9 ・頚部の神経および脊髄の損傷…基本分類コード S14 <p>イ. 胸部<郭>損傷 (S20-S29) のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肋骨、胸骨および胸椎骨折…基本分類コード S22のうち、 ・胸椎骨折 S22.0 ・胸椎の多発骨折 S22.1 ・胸部<郭>の神経および脊髄の損傷…基本分類コード S24 <p>ウ. 腹部、下背部、腰椎および骨盤部の損傷 (S30-S39) のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰椎および骨盤の骨折…基本分類コード S32のうち、 ・腰椎骨折 S32.0 ・仙骨骨折 S32.1 ・尾骨骨折 S32.2 ・腰椎および骨盤の多発骨折 S32.7 ・腰椎および骨盤のその他および部位不明の骨折 S32.8 ・腹部、下背部および骨盤部の神経および脊髄の損傷…基本分類コード S34 <p>エ. 肩および上腕の損傷 (S40-S49) のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩および上腕の神経損傷…基本分類コード S44
⑥	内臓損傷	<p>身体外部から加えられた衝撃等によって内臓(*5)が器質的損傷を受けた傷害(*6)とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。</p> <p>ア. 胸部<郭>損傷 (S20-S29) のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓損傷…基本分類コード S26のうち、 ・心臓のその他の損傷 S26.8 ・心臓損傷、詳細不明 S26.9 ・その他および詳細不明の胸腔内臓器の損傷…基本分類コード S27のうち、 ・その他の肺損傷 S27.3 ・気管支損傷 S27.4 ・胸部<郭>の気管支損傷S27.5 ・胸膜損傷 S27.6 ・胸腔内臓器の多発性損傷 S27.7 ・その他の明示された胸腔内臓器の損傷 S27.8 ・詳細不明の胸腔内臓器の損傷 S27.9 ・胸部<郭>の挫滅損傷および外傷性切断…基本分類コード S28 ・胸部<郭>のその他および詳細不明の損傷…基本分類コードS29のうち、 ・胸部<郭>の多発性損傷 S29.7 <p>イ. 腹部、下背部、腰椎および骨盤部の損傷 (S30-S39) のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腹腔内臓器の損傷…基本分類コードS36

		<ul style="list-style-type: none"> ・腎尿路生殖器および骨盤臓器の損傷…基本分類コード S37 ・腹部、下背部および骨盤部のその他および詳細不明の損傷…基本分類コード S39
⑦	脳挫傷	<p>頭部に加えられた衝撃によって脳が器質的損傷を負った傷害(*7)とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。</p> <p>頭部損傷（S00-S09）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭蓋骨および顔面骨の骨折…基本分類コード S02のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・頭蓋穹隆部骨折 S02.0 ・頭蓋底骨折 S02.1 ・頭蓋骨および顔面骨を含む多発骨折 S02.7 ・頭蓋骨および顔面骨の骨折、部位不明 S02.9 ・頭蓋内損傷…基本分類コード S06 ・頭部の挫滅損傷…基本分類コード S07のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・頭蓋の挫滅損傷 S07.1 ・頭部のその他の部位の挫滅損傷 S07.8 ・頭部の挫滅損傷、部位不明 S07.9 ・頭部のその他および詳細不明の損傷…基本分類コード S09のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・頭部の詳細不明の損傷 S09.9
⑧	脳卒中	<p>脳血管の異常(*8)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。</p> <p>脳血管疾患（I60-I69）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くも膜下出血…基本分類コード I60 ・脳内出血…基本分類コード I61 ・脳梗塞…基本分類コード I63
⑨	初年度契約	<p>継続契約以外の「団体長期障害所得補償保険契約」をいいます。</p>
⑩	病院等	<p>病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。</p> <p>イ. アの場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設</p>
⑪	入院	<p>自宅等(*9)での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>なお、この特約において、次のいずれかに該当する入院を「1回の入院」といいます。</p> <p>ア. 入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院</p> <p>イ. 入院を終了した後、その入院の原因となった身体障害(*10)によって再入院した場合は、再入院と前の入院とを合わせた入院をいいます。ただし、入院が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に</p>

	被保険者が再入院した場合は、前の入院とは異なった入院として取扱います。
--	-------------------------------------

(*1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

	新生物の性状を表す第5桁コード
悪性新生物	コード番号
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位 悪性、続発部位
	／9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
上皮内新生物	／2 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(*2) 生検を含みます。以下この特約において同様とします。

(*3) 日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、当会社が認めた日本国外の医師または歯科医師の資格を持つ者を含みます。被保険者が医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。

(*4) 医師の診断による発病をいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 心臓、肺、胃、腸、肝臓、膵臓、脾臓、腎臓、膀胱をいいます。

(*6) その治療を直接の目的として開胸術または開腹術を伴う手術を行なったものに限りです。

(*7) その治療を直接の目的として開頭術を伴う手術を行なったものに限り、慢性硬膜下血腫は除きます。

(*8) 脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれます。

(*9) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。以下この特約において同様とします。

(*10) 入院の原因となった身体障害と医学上重要な関係がある身体障害を含みます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 被保険者の被った身体障害が、下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
⑥	核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑦	⑤もしくは⑥の身体障害の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
⑧	被保険者が頸部症候群(*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(*7)

(2) 被保険者の被った身体障害が、下表のいずれかの傷害である場合には、当会社は、保険金を支払いません。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
②	地震、噴火もしくはこれらによる津波によって被った傷害またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
③	被保険者に対する刑の執行によって被った傷害
④	精神障害を原因とする事故によって被った傷害

(3) 被保険者のアルコール依存および薬物依存(*8)により保険金支払事由が発生した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*4) 使用済燃料を含みます。

(*5) 原子核分裂生成物を含みます。

(*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(*7) その症状の原因が何であるかにかかわらず。

(*8) 平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」に定められた分類項目中の基本分類コード F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第 4 条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に第 1 条 (保険金を支払う場合) の表の①に規定する保険金支払事由に該当した場合、または、第 1 条の表の②から⑥までに規定する入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

①	第 1 条の表の①が適用される場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき。
②	第 1 条の表の②から⑥までのいずれかが適用される場合においては、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前のとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。

①	第 1 条の表の①が適用される場合において、被保険者ががんと診断確定(*1)された時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した
---	--

	日の翌日の午前0時より前であるとき。
②	第1条の表の②から⑥までのいずれかが適用される場合においては、入院の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前のとき。

(*1) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。

第5条（重度入院一時金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の表の①の状態に該当した場合は、保険証券または協定書記載の重度入院一時金額を保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当社は、被保険者が第1条の表の②から⑥までに規定するいずれかの状態に該当した場合は、1回の入院について保険証券または協定書記載の重度入院一時金額を保険金として被保険者に支払います。
- (3) 被保険者が保険金の支払対象とならない入院中に保険金の支払対象となる身体障害の治療を開始したと当社が認めた場合は、その治療を開始した日に、その身体障害の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
- (4) 被保険者が同一の事故により、複数の保険金の支払事由に該当した場合には、第4条（保険期間と支払責任の関係）の規定にかかわらず、当社はいずれか1つの保険金を支払うものとし、重複しては支払いません。
- (5) 当社が保険金を支払った場合は、その後被保険者が第1条の表のいずれかに該当したときであっても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に保険金支払事由が発生した場合であっても、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に同一の保険金支払事由に該当しており、その保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第6条（他の身体障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等(*2)との重複によって、被保険者に係る重度入院一時金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
---	--

(2) 当社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からイ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*3)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金支払事由(*4)の発生した後になされた場合であっても、普通約款第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害により保険金支払事由(*4)が発生した場合
②	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に保険金支払事由(*4)が発生した場合

(*1) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) その被保険者に係る部分に限ります。

(*4) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した保険金支払事由をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第8条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第7条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者が、第7条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
④	第7条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) (3)の規定によりこの特約(*1)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条（保険料の返還—解除の場合）

下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

①	第7条（重大事由による解除）(1)または(2)
②	第8条（被保険者による特約の解除請求）(2)

③	第8条(3)
---	--------

第10条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表のいずれかの状態に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	当会社の定める傷害状況報告書(保険金請求の原因となった事故が傷害の場合に限ります。)
③	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書(保険金請求の原因となった事故が傷害の場合に限ります。)
④	当社所定の様式による、傷害もしくは疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑤	当社所定の様式による、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書
⑥	被保険者の印鑑証明書
⑦	保険証券
⑧	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書(被保険者と同一の場合は不要)
⑨	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
⑩	その他当社がこの保険契約に適用される普通約款および特約の「保険金の支払時期」に関する規定に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第11条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第12条(保険金受取人の変更)

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第13条(普通約款の適用除外)

この特約については、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第1条(用語の定義)の表の身体障害を被った時
②	第4条(保険金を支払わない場合)
③	第5条(保険期間と支払責任の関係)
④	第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
⑤	第13条(証券記載業種の変更に関する通知義務)
⑥	第18条(支払基礎所得額の調整)
⑦	第23条(保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)
⑧	第26条(保険料の返還一支払基礎所得額の調整の場合)
⑨	第28条(就業障害が開始した場合の通知)(2)
⑩	第30条(保険金の支払時期)(1)の表の⑤
⑪	第33条(代位)

第14条(普通約款の読み替え)

- (1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
--	----	-------	-------

①	第1条（用語の定義）の表の継続契約の(*1)	普通約款(*3)または団体長期障害所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約	この特約またはこの特約と支払責任が同一である特約が付帯された保険契約
②	第3条（契約の協定事項）(1)の表の④	支払基礎所得額の算出方法	支払基礎所得額および重度入院一時金額の算出方法
③	第11条（保険責任の始期および終期）(4)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
④	第12条（告知義務）	てん補期間の開始した後	身体障害を被った後
⑤	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(4)	就業障害	保険金支払事由
⑥	第23条(4)および(7)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
⑦	第28条（就業障害が開始した場合の通知）(1)	就業障害が開始	保険金支払事由が発生
⑧	第28条(1)	身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度	保険金支払事由の内容
⑨	第30条（保険金の支払時期）(1)の表の①	就業障害発生の有無	保険金支払事由の発生の有無
⑩	第30条(1)の表の③	身体障害と就業障害との関係	身体障害と保険金支払事由との関係
⑪	第30条の(*1)	第29条（保険金の請求）(3)および(4)	第29条（保険金の請求）(3)およびこの特約第10条（保険金の請求）(2)
⑫	第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第29条（保険金の請求）	この特約第10条（保険金の請求）
⑬	第31条(1)	就業障害	保険金支払事由
⑭	第32条（時効）	第29条（保険金の請求）(1)または(2)	この特約第10条（保険金の請求）(1)

(2) この特約第1条（保険金を支払う場合）の表の①が適用される場合については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え後
第28条（就業障害が開始した場合の通知）(1)	被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に発生した保険金支払事由の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書、病理組織学的検査の対象となった標本等もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 15 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

親介護補償保険金担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者が要介護状態となった場合は、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、保険証券または協定書記載の親介護補償保険金額の全額を保険金(*2)として第2条に規定する被保険者に支払います。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 親介護補償保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、協定書記載の被保険者(*1)の親とします。

(*1) 以下この特約において「本人」といいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の定義は次のとおりとします。

	用語	定義
①	公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
②	要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。
③	要介護状態の開始時	公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が生じた日の午前0時とします。
④	継続契約	「団体長期障害所得補償保険契約(*1)」または「保険契約者と当社があらかじめ合意した保険契約」の保険期間の終了日(*2)を保険期間の初日とする「団体長期障害所得補償保険契約」または「保険契約者と当社があらかじめ合意した保険契約」をいいます。
⑤	初年度契約	継続契約以外の「団体長期障害所得補償保険契約」をいいます。
⑥	親	本人の戸籍にその親として記載されている者(*3)で、この特約の締結時に本人が指定した者をいいます。 なお、その者がこの特約の締結後に戸籍上の異動により親に該当しなくなった場合には、その異動があった時から親でなくなります。

(*1) この特約が付帯された普通約款に基づく保険契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) その保険契約の終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

(*3) 養父母は除きます。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、被保険者が、保険期間中に第3条（用語の定義）に規定する要介護状態となった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者が傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 下表のいずれかの事由による要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この規定は適用しません。
⑤	被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この規定は適用しません。
⑥	被保険者の先天性疾患(*3)
⑦	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(*4)
⑧	地震、噴火または津波
⑨	核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑩	⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑪	⑨以外の放射線照射または放射能汚染
⑫	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(*7)を持たないで自動車等(*8)を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(*9)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態となった場合は、保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 Q00 から Q99 に規定された内容に準拠します。

(*4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。

(*7) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*8) 自動車または原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

(*9) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 6 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当会社は、保険証券または協定書記載の疾病により被保険者が要介護状態となった場合は、保険金を支払いません。

第 7 条（他の身体障害の影響）

(1) 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響によって、保険金を支払うべき傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべ

き者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等(*2)との重複によって、被保険者に係る親介護補償保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*3)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金支払事由(*4)の発生した後になされた場合であっても、普通約款第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由により保険金支払事由(*4)が発生した場合
②	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に保険金支払事由(*4)が発生した場合

(*1) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) その被保険者に係る部分に限ります。

(*4) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した保険金支払事由をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第8条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者が、第8条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合

④	第8条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの特約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条 (保険料の返還—解除の場合)

下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

①	第8条(重大事由による解除)(1)または(2)
②	第9条(被保険者による特約の解除請求)(2)
③	第9条(3)

第11条 (要介護状態となった場合の通知)

(1) 被保険者が要介護状態となった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(*1)を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者はその航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。

第12条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)に該当する状態となった時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、(3)の表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	当会社の定める保険金請求書
---	---------------

②	保険証券
③	当会社の定める要介護状態報告書
④	被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
⑤	要介護状態の内容を証明する医師(*1)の診断書および当会社の定める診療明細書(*2)
⑥	被保険者の戸籍謄本
⑦	当会社が被保険者の症状または治療内容等について医師(*1)に照会し説明を求めることについての同意書
⑧	介護保険法の要介護認定等を証明する書類(*3)
⑨	その他当会社が普通約款第30条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(3)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*4)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*4)または②以外の3親等内の親族

- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、要介護状態の内容または要介護状態の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(4)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。

(*2) 当会社の定める様式とします。

(*3) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要な書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当社が指定する書類をいいます。

(*4) 法律上の配偶者に限ります。

第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第11条(要介護状態となった場合の通知)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、要介護状態の程度の認定その他保険金の支払に必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第 14 条（特約の終了）

当会社が保険金を支払った場合は、被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する要介護状態となった時に遡及してこの特約は終了します。この場合において、当会社は、この特約にかかる保険料は返還しません。

第 15 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 16 条（保険金受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第 17 条（普通約款の適用除外）

この特約については、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第 1 条（用語の定義）の表の継続契約
②	第 1 条の表の身体障害を被った時
③	第 2 条（保険金を支払う場合）
④	第 4 条（保険金を支払わない場合）
⑤	第 5 条（保険期間と支払責任の関係）
⑥	第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
⑦	第 13 条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
⑧	第 18 条（支払基礎所得額の調整）
⑨	第 23 条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑩	第 26 条（保険料の返還－支払基礎所得額の調整の場合）
⑪	第 28 条（就業障害が開始した場合の通知）
⑫	第 29 条（保険金の請求）
⑬	第 30 条（保険金の支払時期）(1)の表の⑤
⑭	第 31 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
⑮	第 33 条（代位）

第 18 条（普通約款等の読み替え）

(1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第 3 条（契約の協定事項）(1)の表の④	支払基礎所得額の算出方法	支払基礎所得額および親介護補償保険金額の算出方法
②	第 11 条（保険責任の始期および終期）(4)	保険料領収前に開始した就業障害	要介護状態の開始時が、この保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの間であった場合
③	第 12 条（告知義務）	てん補期間の開始した後	要介護状態となった後
④	第 23 条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(4)および(7)	就業障害	要介護状態
⑤	第 30 条（保険金の支払時期）(1)の表の①	就業障害発生の有無	要介護状態の発生の有無

⑥	第 30 条(1)の表の①および③	就業障害	要介護状態
⑦	第 30 条の(*1)	第 29 条 (保険金の請求) (3)および(4)	この特約第 12 条(保険金の請求) (2)、(4)および(5)
⑧	第 32 条 (時効)	第 29 条 (保険金の請求) (1)または(2)	この特約第 12 条(保険金の請求) (1)

(2) この特約については、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
身体障害	傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由

(3) この特約については、この保険契約に付帯された他の特約における普通約款第 1 条 (用語の定義) の表の継続契約の定義を読み替える規定は、この特約第 3 条 (用語の定義) の継続契約の定義を読み替えるものとします。

第 19 条 (準用規定)

この特約に規定されていない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

総合先進医療特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が身体障害(*1)を被り、その直接の結果として先進医療を受けた場合は、普通約款(*2)および協定書に従い、保険金を被保険者に支払います。

(*1) 傷害(*3)または疾病をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 傷害の原因となった事故を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	先進医療	<p>公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療（先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、先進医療を受けた日現在において、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養(*1)は除きます。</p> <p>(*1) 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
②	一連の先進医療	<p>同一の先進医療を複数の日にわたって受けた場合における先進医療を開始した時から、終了する時までの先進医療をいいます。</p>
③	初年度契約	<p>継続契約以外の団体長期障害所得補償保険契約をいいます。</p>
④	病院等	<p>病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. ア.の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 被保険者の被った身体障害が、下表のいずれかに該当する場合には、当社は、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
⑥	核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の

	有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
⑦	⑤もしくは⑥の身体障害の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
⑧	被保険者が頸部症候群(*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(*7)

(2) 被保険者の被った身体障害が、下表のいずれかの傷害である場合には、当社は、保険金を支払いません。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
②	地震、噴火もしくはこれらによる津波によって被った傷害またはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
③	被保険者に対する刑の執行によって被った傷害
④	精神障害を原因とする事故によって被った傷害

(3) 被保険者のアルコール依存および薬物依存(*8)により保険金支払事由が発生した場合には、当社は、保険金を支払いません。

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*4) 使用済燃料を含みます。
- (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (*7) その症状の原因が何であるかにかかわらず。
- (*8) 平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」に定められた分類項目中の基本分類コード F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第 4 条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に先進医療を受けた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、先進医療を受ける原因となった身体障害を被った時が、保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、先進医療を受ける原因となった身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第 5 条 (総合先進医療基本保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として先進医療を受けた(*1)場合は、

被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料(*2)に対して、総合先進医療基本保険金を被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、総合先進医療基本保険金の支払は、この特約の保険期間を通じ、保険証券または協定書記載の総合先進医療基本保険金額を限度とします。

(*1) 被保険者が、一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日にその先進医療を受けたものとみなします。

(*2) 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

- i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
- iii. 選定療養のための費用
- iv. 食事療養のための費用
- v. 生活療養のための費用

第6条（総合先進医療一時金の支払）

(1) 当社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けた(*1)場合は、保険証券または協定書記載の金額を総合先進医療一時金として被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、総合先進医療一時金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回に限ります。

(*1) 被保険者が、一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日にその先進医療を受けたものとみなします。

第7条（他の身体障害の影響）

(1) 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等(*2)との重複によって、被保険者に係る総合先進医療基本保険金および総合先進医療一時金の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、

	①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
--	--

(2) 当会社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*3)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金支払事由(*4)の発生した後になされた場合であっても、普通約款第 22 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害により保険金支払事由(*4)が発生した場合
②	(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に保険金支払事由(*4)が発生した場合

(*1) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) その被保険者に係る部分に限ります。

(*4) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した保険金支払事由をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第8条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者が、第8条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
④	第8条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) (3)の規定によりこの特約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（保険料の返還—解除の場合）

下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

①	第8条（重大事由による解除）(1)または(2)
②	第9条（被保険者による特約の解除請求）(2)
③	第9条(3)

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として先進医療を受けた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条（保険金受取人の変更）

保険契約者は、保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第14条（普通約款の適用除外）

この特約については、普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第4条（保険金を支払わない場合）
②	第5条（保険期間と支払責任の関係）
③	第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
④	第13条（証券記載業種の変更に関する通知義務）
⑤	第18条（支払基礎所得額の調整）
⑥	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑦	第26条（保険料の返還—支払基礎所得額の調整の場合）
⑧	第28条（就業障害が開始した場合の通知）(2)
⑨	第29条（保険金の請求）
⑩	第30条（保険金の支払時期）(1)の表の⑤
⑪	第33条（代位）

第 15 条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第 1 条（用語の定義）の表の継続契約の(*1)	普通約款(*3)または団体長期障害所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約	この特約またはこの特約と支払責任が同一である特約が付帯された保険契約
②	第 3 条（契約の協定事項）(1)の表の④	支払基礎所得額の算出方法	支払基礎所得額および総合先進医療基本保険金額および総合先進医療一時金の算出方法
③	第 11 条（保険責任の始期および終期）(4)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
④	第 12 条（告知義務）	てん補期間の開始した後	身体障害を被った後
⑤	第 23 条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）(4)	就業障害	保険金支払事由
⑥	第 23 条（4）および(7)	開始した就業障害	発生した保険金支払事由
⑦	第 28 条（就業障害が開始した場合の通知）(1)	就業障害が開始	保険金支払事由が発生
⑧	第 28 条(1)	身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度	保険金支払事由の内容
⑨	第 30 条（保険金の支払時期）(1)の表の①	就業障害発生の有無	保険金支払事由の発生の有無
⑩	第 30 条(1)の表の③	身体障害と就業障害との関係	身体障害と保険金支払事由との関係
⑪	第 30 条の(*1)	第 29 条（保険金の請求）(3)および(4)	この特約第 11 条（保険金の請求）(2)および(3)
⑫	第 31 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第 29 条（保険金の請求）	この特約第 11 条（保険金の請求）
⑬	第 31 条（1）	就業障害	保険金支払事由
⑭	第 32 条（時効）	第 29 条（保険金の請求）(1)または(2)	この特約第 11 条（保険金の請求）(1)

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

①	保険金請求書
②	当社の定める傷害状況報告書（保険金請求の原因となった事故が傷害の場合に限ります。）
③	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書（保険金請求の原因となった事故が傷害の場合に限ります。）
④	当社所定の様式による、傷害もしくは疾病の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑤	先進医療の技術料を支払ったことを示す領収証等の書類
⑥	被保険者の印鑑証明書
⑦	保険証券
⑧	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書（被保険者と同一の場合は不要）
⑨	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑩	その他当社がこの保険契約に適用される普通約款および特約の「保険金の支払時期」に関する規定に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

告知義務違反による解除の期間に関する特約

- (1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合(*1)であっても、支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年以内に、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払責任(*3)がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったときは、解除を行いません。
- (2) 支払責任の加重または復活の規定がある場合の復活を行う際に保険契約者または被保険者が行うべき告知についても同様に取り扱います。
- (3) (1)および(2)の規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。

(*1) 以下この特約において「告知義務違反への該当」といいます。

(*2) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

(*3) 普通保険約款またはこれに付帯された特約に被保険者の身体障害により保険料の払込みを免除する規定がある場合は、保険料の払込みを免除する事由を含みます。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。